

## 第3 すべての子どもが大切にされる社会の実現

### 1 配慮が必要な子どもへの支援



STEP4

子育て

- (1) 児童虐待・DV防止対策の推進
- (2) 児童福祉施設・里親等で暮らす子どもへの支援
- (3) ひとり親家庭の自立の促進
- (4) 外国につながる子どもへの支援

#### 現状と課題

- ・児童虐待相談件数は増加しており、複雑・困難なケースに対しては、職員体制の確保と専門的な知識に基づく的確で迅速な対応が必要です。
- ・社会的養護が必要な子どもに対し、家庭における養育環境と同様の養育環境である里親への委託を進めるため、委託可能里親数を増やす必要があります。
- ・社会的養護が必要な子どもやひとり親家庭の子どもが、経済的な理由等により大学等への進学が困難と感じることのないような支援が必要です。
- ・「平成28年国民生活基礎調査の概況」によると、ひとり親世帯の相対的貧困率は50.8%であり、依然として深刻な状況にあることから、ひとり親世帯の自立を支援する必要があります。
- ・国際化の進展に伴い、教育・保育施設等においても、外国につながる子どもの増加が見込まれています。

#### 目的

- ・職員体制や困難な事例への法的対応機能など児童相談所の体制を一層強化し、増加する児童虐待やDVに対応します。
- ・家庭において適切な養育を受けられない子どもに対し、家庭と同様の養育環境を提供します。
- ・社会的養護が必要な子どもやひとり親家庭の自立を支援します。
- ・外国につながる子どもが、円滑に教育・保育を利用できる環境を整備します。

#### 成果指標

指標	現状値	目標値
虐待による死亡児童数	0人 (H30年度)	0人 (毎年度)
児童養護施設等の児童の大学等進学率	50.0% (H30年度)	73.8%
母子家庭等就業・自立支援センターによる就職率	44.2% (H30年度)	55%
外国人児童生徒等に対して、必要な支援が実現できている学校の割合	小 72.5% 中 75.0% 高 75.8% 特 90.5% (H30年度)	小 85.7% 中 86.4% 高 90.0% 特 95.0%

## 1 配慮が必要な子どもへの支援

### (1) 児童虐待・DV防止対策の推進

活動指標	現状値	目標値
児童虐待防止の普及啓発活動参加者数	平均 370 人 (H26~30 年度)	400 人 (毎年度)
子ども家庭総合支援拠点設置市町数	10 市町 (R1 年度)	全市町

#### ア 児童虐待防止対策の推進

(健康福祉部 こども家庭課)

子どもが安全な家庭環境において安心して暮らせるよう、児童相談所の体制強化を図り、児童虐待の防止・早期発見やしつけに関する啓発を行うとともに、保護者に対する虐待の発生予防、再発防止への支援を進めていきます。

##### 具体的な取組

- ・児童相談所における専門職の計画的な配置及び研修等による専門性の向上
- ・「児童虐待防止 静岡の集い（オレンジたすきリレー）」などの機会を通じた児童虐待の防止に向けた普及啓発
- ・しつけの際の体罰の禁止に関するリーフレットの配布
- ・児童相談所における保護者への虐待再発防止支援プログラム等の実施

#### イ 市町相談支援体制の整備

(健康福祉部 こども家庭課)

生活が営まれている身近な場所での在宅を中心とした子どもや家庭に対する支援を一層充実するため市町における「子ども家庭総合支援拠点」の設置を促進し、相談支援体制の整備を図ります。

##### 具体的な取組

- ・妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を実施する「子育て世代包括支援センター」との連携による切れ目のない体制づくりへの支援
- ・「子ども家庭総合支援拠点」の仕組みや設置に必要な人員の確保、運営の方法について理解を深めるとともに、円滑な運営を支援するため、市町を対象とする研修会の実施
- ・「子ども家庭総合支援拠点」の設置・運営事例に関する市町間での情報共有

## ウ DV防止対策の推進

(健康福祉部 こども家庭課)

DV（配偶者等からの暴力）について、相談対応や被害者の安全確保、自立支援に至るまでの切れ目のない支援体制の整備を図ります。

### 具体的な取組

- ・ 県及び市に配置されている女性相談員を対象にした研修会の開催
- ・ 一時保護委託先の確保
- ・ 民間シェルターの運営に要する経費の助成

## エ 関係機関との連携の推進

(健康福祉部 こども家庭課)

児童虐待やDV（配偶者等からの暴力）への対応について、児童相談所、警察、女性相談センター、市町などの関係機関との連携を推進します。

### 具体的な取組

- ・ 市町の「要保護児童対策地域協議会」を活用した児童虐待情報の全件共有の実施
- ・ 臨検・捜索を想定した児童相談所、市町、警察署との合同研修の実施
- ・ 施設などから家庭へ復帰する場合などの児童相談所から市町への指導委託の実施
- ・ 「静岡県子どもと家庭を守るネットワークDV防止部会」の開催

## 1 配慮が必要な子どもへの支援

### (2) 児童福祉施設・里親等で暮らす子どもへの支援

活動指標	現状値	目標値
施設で暮らす子どもの大学等修学支援事業利用者数	14人 (H30年度)	22人
里親登録者数	306組 (H30年度)	376組

#### ア 社会的養護を必要とする児童の自立促進

(健康福祉部 こども家庭課)

様々な理由により、児童福祉施設等で生活することとなったことにより、進学・就職の選択肢が限定されることがないよう、児童養護施設や里親などで暮らす児童に対し、高度な知識や技術、実学等を身につけるために大学や各種学校等への進学を支援するとともに、将来の安定的な自立を支援します。

##### 具体的な取組

- ・児童養護施設や里親のもとで暮らす子どもに対する大学等卒業までの修学支援の実施
- ・社会的養護が必要な期間を終了した後の安定した生活を営むために必要な継続的支援計画の作成

#### イ 社会的養護を必要とする児童に対する家庭的養育環境の提供

(健康福祉部 こども家庭課)

家庭での養護に欠ける児童等が調和のとれた発達をすることができるよう、家庭における養育環境と同様の養育環境である里親への委託を推進するとともに、里親への委託が適当でない場合には、できるだけ良好で家庭的な養育環境を提供します。

##### 具体的な取組

- ・児童家庭支援センターによる里親制度の普及啓発
- ・里親の新規開拓及び養成の実施
- ・未委託里親の養育力向上研修の開催

## 1 配慮が必要な子どもへの支援

### (3) ひとり親家庭の自立の促進

活動指標	現状値	目標値
母子家庭等就業・自立支援センターが開拓した求人の件数	604 件 (H30 年度)	850 件

#### ア 就業支援

(健康福祉部 こども家庭課)

ひとり親家庭の経済的自立に必要な安定した就業の確保のため、事業主の理解促進を図りながら求人開拓を行うとともに、関係機関が連携して就業支援に取り組みます。

また、より良い条件での就業に結びつく資格や技能の取得を支援します。

#### 具体的な取組

- ・母子家庭等就業・自立支援センター、しずおかジョブステーション及びハローワーク等関係機関との連携による就業相談や職業紹介の実施
- ・キャリアコンサルティング等の有資格者による就業に向けた助言や就業支援セミナーの開催
- ・関係団体を通じた事業主の理解促進と求人開拓
- ・就職に結びつく講座の受講費用の一部給付や専門資格取得期間中の生活費相当額の給付

#### イ 経済的支援

(健康福祉部 こども家庭課)

ひとり親家庭の生活の安定のため、家庭の事情に即した経済的な支援を実施するとともに、養育費の取決めについての普及啓発等により、養育費の確実な取得を図ります。

#### 具体的な取組

- ・児童扶養手当の支給や福祉資金の貸付
- ・学用品購入費用や医療費の助成
- ・離婚の際の養育費取決めに関する普及啓発及び相談体制の充実

## ウ 子育て・生活支援

(健康福祉部 こども家庭課)

ひとり親の就業と子育ての両立のため、保育サービスの充実や放課後児童クラブ利用の支援を実施します。

また、住宅の確保の支援のほか、子の学びや居場所づくりの支援を実施します。

### 具体的な取組

- ・ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料を軽減する市町への助成
- ・DV被害等の問題を抱えた母子の母子生活支援施設の入所措置及び自立の支援
- ・子どもの居場所づくりのニーズに応じた、ボランティアや物資・場所等を提供できる企業や団体等を登録するサポーター制度の創設

## エ 安心につながる支援

(健康福祉部 こども家庭課)

ひとり親が求めている「安心」を確保するため、ライフステージに対応した相談・支援体制の充実を図るとともに、効果的な情報提供を行います。

### 具体的な取組

- ・ひとり親家庭の支援制度に関する情報を掲載した冊子「明日のしあわせを願って」の配布
- ・父子家庭向けの相談体制の整備と情報発信
- ・DV被害者等、困難を抱えた方に対する関係機関が連携した支援

## 1 配慮が必要な子どもへの支援

### (4) 外国につながる子どもへの支援

活動指標	現状値	目標値
不就学実態調査・就学案内実施市町数	全市町 (H30年度)	全市町 (毎年度)

#### ア 教育環境の充実

(くらし・環境部 多文化共生課/健康福祉部 こども未来課/教育委員会 義務教育課)

児童生徒の個別の状況に応じた適切な指導機会を確保するため、外国につながる子どもが日本社会に適応する教育の充実や育成環境の整備を図るとともに、日本人の教師が日本語による指導を行う体制を構築します。

また、県全体で外国人児童生徒等への支援体制を構築し、全ての子どもが等しく学べる環境を整備します。

##### 具体的な取組

- ・不就学実態調査の実施
- ・保護者等が日本の学校制度を理解するための多言語による就学案内資料の作成及び市町への提供
- ・学校における日本語指導を必要とする子どもへの支援体制事業の実施
- ・日本語指導コーディネーターの派遣拡大による「特別の教育課程」の実施
- ・教員の資質向上を図るための研修会等の実施
- ・民間保育所に対し、外国人児童の語学力向上のための教材費や翻訳料等を助成
- ・外国人保護者と幼稚園等との関係づくりを支援する複数言語対応のリーフレットの活用

#### イ 子育て環境の充実

(健康福祉部 こども家庭課/くらし・環境部 多文化共生課)

外国につながる子どもを養育する母親が必要な母子保健サービスを受けられ、安心して妊娠・出産・子育てが行える環境を整備します。

##### 具体的な取組

- ・低出生体重児を出産した母親の精神的負担や不安を軽減するための「しずおかリトルベビーハンドブック」の外国語版の作成
- ・健康福祉センターにおける多文化共生総合相談センターを活用した相談の実施

## 第3 すべての子どもが大切にされる社会の実現

### 2 子どもの貧困対策の充実



STEP4

子育て

- (1) 教育の支援
- (2) 生活の安定に資するための支援
- (3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援
- (4) 経済的支援

#### 現状と課題

- ・生活困窮世帯の子どもは、高等学校や大学等の進学率が低い傾向にあるため、子どもの成長段階に即したきめ細かな学習支援や教育に係る経済的負担の軽減に取り組む必要があります。
- ・貧困などの困難を抱える家庭は社会的に孤立する傾向にあることから、こうした家庭を確実に把握し、適切な支援につなぐ体制づくりが求められています。
- ・保護者の就労支援のほか、育児と仕事が両立できる環境の整備に取り組む必要があります。
- ・保護者の就労状況や健康状態にかかわらず子育て家庭の生活を安定させるため、経済的支援制度の周知と着実な実施が必要です。

#### 目的

- ・家庭の経済状況にかかわらず、全ての子どもが高度な知識や技術、実学等の質の高い教育を受けられるよう、教育の機会均等を図ります。
- ・困難を抱える子育て家庭を孤立させることなく支援につなげ、親子の生活の安定を図ります。
- ・保護者の就労に伴う所得の増大と職業生活の安定・向上を図ります。
- ・生活に困窮している家庭を経済的に支え、子どもの適切な養育に必要な経済基盤を確保します。
- ・子どもたちの現在及び未来が、その生まれ育った環境によって左右されることなく、貧困が世代を超えて連鎖することのない社会の実現を目指します。

#### 成果指標

指標	現状値	目標値
生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率	90.1% (H30年度)	98.5%
子どもの居場所の数	381箇所 (R1年度)	503箇所
母子家庭等就業・自立支援センターによる就職率(再掲)	44.2% (H30年度)	55%
養育費の取決めをした人の割合	65.4% (H30年度)	70%

## 2 子どもの貧困対策の充実

### (1) 教育の支援

活動指標	現状値	目標値
スクールソーシャルワーカー配置人数	45人 (R1年度)	50人
生活困窮世帯の子どもの学習支援実施市町数	29市町 (H30年度)	全市町

#### ア 「学校」を窓口にした学習と生活の支援

(文化・観光部 私学振興課/健康福祉部 こども家庭課/教育委員会 義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・社会教育課)

学校を窓口として、様々な困難を抱える子どもを早期に把握し、福祉の支援につなげていくほか、地域の人材や支援機関を活用した学習支援及び相談支援に取り組みます。

#### 具体的な取組

- ・支援が必要な子どもに関する学校と福祉関係機関との連携促進
- ・小・中・高等学校へのスクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの配置拡充及び資質向上
- ・地域全体で子どもを育む活動を行う地域学校協働本部による授業の学習補助等の推進
- ・退職教員や学生等の配置による学習面等に課題を抱える生徒への補習等の実施
- ・子育て経験者や教員 OB 等から成る家庭教育支援チームによる保護者の相談対応や学びの機会の提供
- ・子どもやその家族等に支援機関を紹介するリーフレット「ふじのくにi (アイ) マップ」の活用
- ・困難を抱える子どもやその家族に対する支援機関等との連携による合同相談会の開催
- ・定時制課程の高等学校における生活面及び学習面の相談支援の実施
- ・「地域とともにある学校づくり」を目指すコミュニティ・スクールの設置、運営 (再掲)

#### イ 地域における学習支援

(健康福祉部 地域福祉課・こども家庭課/教育委員会 社会教育課)

地域における学習支援体制の充実や、生活に困窮している世帯の子どもに対する学習意欲の喚起のほか、学習習慣の定着と自立心の育成のための機会の提供に取り組みます。

#### 具体的な取組

- ・生活困窮世帯の子どもを対象とした、通所型・合宿型の学びの場の提供
- ・生活困窮世帯の子どもを対象とした、子ども健全育成支援員による学習意欲の喚起等の個別支援の実施
- ・子どもの居場所づくりボランティアの募集や、学習支援実施団体等とのマッチング支援の実施
- ・地域の教育力を活用した放課後等における学習支援の推進 (再掲)

## ウ 就学支援

(文化・観光部 私学振興課・大学課／健康福祉部 地域福祉課・こども家庭課／教育委員会 高校教育課・特別支援教育課)

子どもが経済的理由で高等学校や大学、各種学校等への就学を断念しないよう、各種助成制度の利用を促進することにより、経済的負担を軽減します。

### 具体的な取組

- ・高等学校、特別支援学校等における世帯所得に応じた就学支援金、就学奨励費等による支援
- ・私立高等学校等が行う世帯年収等に応じた授業料減免の支援
- ・県立大学が行う世帯年収等に応じた授業料等減免の支援
- ・生活保護世帯の子どもの高等学校進学及び中退防止のための福祉担当者用支援マニュアルの活用
- ・児童養護施設や里親のもとで暮らす子どもに対する大学等卒業までの修学支援の実施（再掲）
- ・幼児教育・保育及び大学等高等教育の無償化による経済的支援（再掲）

## エ 幼児教育の負担軽減と義務教育への連携

(健康福祉部 こども未来課／教育委員会 義務教育課)

低所得世帯の子どもが幼稚園、保育所等を家庭の経済状況等に関わらず利用できるよう、保護者の負担軽減を図るとともに、課題を抱える子どもへの対応が小学校へ円滑に引き継がれるよう、幼稚園、保育所等と小学校の連携推進に市町とともに取り組みます。

### 具体的な取組

- ・低所得世帯に対して保育所等における給食費等の実費負担を補助する市町への助成
- ・幼児教育アドバイザー等の設置促進及び専門性をより向上させるための機会の提供（再掲）
- ・幼小接続モデルカリキュラムを活用した研修支援（再掲）

## 2 子どもの貧困対策の充実

### (2) 生活の安定に資するための支援

活動指標	現状値	目標値
子どもの居場所づくりセミナー参加者数	107人 (R1年度)	150人 (毎年度)

#### ア 支援が必要な子どもをつなぐ体制づくり

(健康福祉部 地域福祉課・こども家庭課)

社会的に孤立し、支援が届きにくいとされる貧困家庭の子どもを適切な支援につないでいくため、子どもの貧困に関する実態調査結果を市町と共有し、市町の計画策定を促すほか、支援が必要な子どもを見逃さない体制づくりに市町とともに取り組みます。

##### 具体的な取組

- ・子どもの貧困対策に関する市町の計画策定の促進
- ・支援が必要な子どもを見逃さない体制づくりに向けた取組の推進
- ・関係機関との連携による生活困窮者への包括的な相談支援の実施

#### イ 子どもの居場所づくり

(健康福祉部 こども家庭課/教育委員会 社会教育課)

学校や家庭以外で、子どもが安心して過ごすことができる、子ども食堂などの様々な居場所づくりの取組を促進するため、円滑な立上げや持続的な活動に向けた支援に取り組みます。

##### 具体的な取組

- ・ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料を軽減する市町への助成
- ・子どもの居場所の立上げを支援するためのアドバイザー派遣による相談支援の実施
- ・子どもの居場所の運営のノウハウ共有やネットワークづくり促進のための研修会の開催
- ・子どもの居場所のニーズに応じた、ボランティアや物資、場所等を提供できる企業や団体等を登録するサポーター制度の創設
- ・子どもに安全・安心な居場所を提供する放課後子供教室を実施する市町への助成
- ・居場所づくりの会場としての活用など、地域の子育て支援拠点である児童館との連携促進
- ・教育委員会と健康福祉部が協力した、放課後児童クラブと放課後子供教室との連携促進（再掲）

## ウ 保護者の生活支援

(健康福祉部 地域福祉課・こども家庭課)

様々な課題を抱える保護者が一層困難な状況に陥らないよう、相談支援や生活支援に取り組みます。

### 具体的な取組

- ・生活困窮者の状況に応じた自立プラン作成等の相談支援の実施
- ・ひとり親家庭に対する母子家庭等就業・自立支援センターを中心とした相談支援の実施
- ・ひとり親家庭に対する家庭生活支援員の派遣による家事等の生活支援の実施

## エ 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援

(健康福祉部 こども家庭課)

女性が安心して妊娠・出産でき、子どもが健やかに育成されるよう、困難や悩みを抱える女性の早期把握と支援のための体制づくりに取り組みます。

### 具体的な取組

- ・子育て世代包括支援センターを運営する市町に対する研修等の実施
- ・市町が円滑に妊娠・出産包括支援事業を実施していくための研修会の開催
- ・DV 被害等の問題を抱えた母子の母子生活支援施設への入所措置及び自立の支援（再掲）

## オ 子どもの就労支援

(健康福祉部 地域福祉課・こども家庭課／経済産業部 労働雇用政策課／教育委員会 高校教育課・特別支援教育課)

貧困等の様々な困難を抱える子どもに対するきめ細かな就労支援を行うほか、就職を控えた子どもを対象としたキャリア形成の支援に取り組みます。

### 具体的な取組

- ・生活困窮世帯の高校生世代の子どもに対する実学体験プログラム等のキャリア形成支援の実施
- ・児童養護施設等を退所した者に対する就職支度金の上乗せ支給や生活費等の貸付の実施
- ・児童養護施設等を退所後に離職した者に対する再自立に向けた支援の実施
- ・しずおかジョブステーションや地域若者サポートステーションにおける就職相談の実施
- ・就職未内定の生徒が多い高等学校への就職支援教員の配置（再掲）
- ・高校生就職コーディネーターによる新規求人開拓（再掲）

## カ その他の生活支援

(くらし・環境部 住まいづくり課・公営住宅課／健康福祉部 地域福祉課・健康増進課・こども家庭課／教育委員会 健康体育課)

貧困状態にある家庭の子どもは生活習慣や食習慣に課題が見られることを踏まえ、子どもの健全な発育や望ましい食習慣、生活習慣の形成の観点から食育を推進します。

また、経済的理由により子育てに必要な住環境が確保できない家庭や、家計管理が困難な家庭等に対し、生活の困窮度に応じた適切な支援に取り組みます。

### 具体的な取組

- ・生活困窮者に対する住居確保支援や家計相談等の実施
- ・離職により住居を喪失した者又はそのおそれのある者への住居確保給付金の支給
- ・子育て世帯やひとり親世帯の県営住宅への優先入居及び民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供
- ・栄養教諭、学校栄養職員及び食育指導者向けの研修会の実施（再掲）
- ・幼児とその保護者、小学生、中学生を対象とした食育教室の開催（再掲）

## 2 子どもの貧困対策の充実

### (3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援

活動指標	現状値	目標値
母子家庭等就業・自立支援センターが開拓した求人の件数（再掲）	604 件 (H30 年度)	850 件

#### ア 保護者に対するきめ細かな就労支援

(健康福祉部 地域福祉課・こども家庭課／経済産業部 労働雇用政策課)

職に就くことだけを目的とするのではなく、雇用形態の改善に向けた支援に取り組みます。

特に非正規雇用が多いひとり親家庭の親について、安定した職を得られるよう資格取得を支援していきます。

また、直ちに就労を目指すことが困難な場合には、本格的な就労に向けた準備段階として、中間的就労の場を提供するなどきめ細かな支援に取り組みます。

#### 具体的な取組

- ・生活困窮者に対する就労支援員によるきめ細かな就労支援の実施
- ・一般就労を目指すことが困難な人に対する合宿型就労支援セミナーや就労訓練の実施
- ・就職等により生活保護を脱却した者に対する就労自立給付金の支給
- ・ひとり親の就職に結びつく講座の受講費用の一部給付や専門資格取得期間中の生活費相当額の給付（再掲）
- ・母子家庭等就業・自立支援センター、しずおかジョブステーション及びハローワークとの連携によるひとり親への就業相談や職業紹介、講座等の実施（再掲）

#### イ 育児と仕事が両立できる環境の整備

(健康福祉部 こども家庭課／経済産業部 労働雇用政策課)

ひとり親家庭において育児と仕事の両立が図られるよう、放課後児童クラブの利用を促進します。

また、生活困窮世帯やひとり親世帯の方が、育児と仕事が両立しやすい多様な働き方を選択し、安定して働き続けることができるよう、企業における職場環境の整備を支援していきます。

#### 具体的な取組

- ・ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料を軽減する市町への助成（再掲）
- ・職場環境の見直しを支援するアドバイザーの派遣（再掲）
- ・企業における多様な働き方の情報発信（再掲）

## 2 子どもの貧困対策の充実

### (4) 経済的支援

活動指標	現状値	目標値
養育費等に関する相談の利用者数	121 人 (H30 年度)	140 人 (毎年度)

#### ア 生活に困窮している世帯への経済的支援

(健康福祉部 地域福祉課・こども家庭課／教育委員会 義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)

手当の支給や福祉資金の貸付けを適切に実施するとともに、高等教育の修学支援新制度の開始を踏まえ、各種支援制度の確実な周知に努めます。

また、離婚したひとり親家庭にとって重要な養育費の確保に向けて取り組みます。

##### 具体的な取組

- ・義務教育段階における就学援助、高等学校等における奨学給付金、特別支援学校における就学奨励費、高等教育の修学支援制度等の周知
- ・ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給
- ・ひとり親家庭の子どもの小学校入学時の学用品購入費用を補助する市町への助成
- ・母子父子寡婦福祉資金制度及び生活福祉資金制度の周知
- ・離婚の際の養育費取決めに関する普及啓発及び相談体制の充実(再掲)

#### イ 医療費負担への経済的支援

(健康福祉部 地域福祉課・こども家庭課)

経済的に困窮している子育て家庭や、ひとり親家庭の経済的負担を軽減するための、医療費の負担軽減を実施します。

##### 具体的な取組

- ・生活保護受給世帯に対する医療扶助の実施
- ・ひとり親家庭に対する医療費助成を実施する市町への助成
- ・18歳年度末までの子どもを対象としたこども医療費助成を実施する市町への助成(再掲)

## 第3 すべての子どもが大切にされる社会の実現

### 3 障害等のある子どもへの支援



STEP4

子育て

- (1) 多様な障害や疾病に応じたきめ細かな支援
- (2) 特別支援教育の充実

#### 現状と課題

- ・ 障害によって必要となる支援は様々であることから、多様な障害や疾病に応じたきめ細かな質の高い支援の提供が求められています。
- ・ 特別支援教育に対する教育的ニーズが拡大し、支援を必要とする児童生徒が増加していることから、専門性の向上と体制の強化が求められています。

#### 目的

- ・ 障害や疾病のある人やその家族が安心して生活を送ることができるよう、様々な障害や疾病の特性に応じたきめ細かな支援体制を整備します。
- ・ 特別支援教育の指導・支援における専門性を高め、外部専門機関や地域と連携しながら推進体制を強化します。

#### 成果指標

指標	現状値	目標値
特別な支援が必要な幼児児童生徒のうち個別の指導計画を作成している人数の割合	幼 91.1% 小 89.3% 中 94.2% 高 46.6% (H30年度)	100%

### 3 障害等のある子どもへの支援

#### (1) 多様な障害や疾病に応じたきめ細かな支援

活動指標	現状値	目標値
重症心身障害児(者)の支援に携わる専門人材養成数	累計 544 人 (H26～30 年度)	累計 625 人 (R2～6 年度)
発達障害児者の支援に携わる専門人材養成数	累計 907 人 (H26～30 年度)	累計 955 人 (R2～6 年度)

#### ア 重症心身障害児（者）に対する支援の充実

(健康福祉部 障害福祉課)

重症心身障害児（者）が適時・適切な医療・福祉サービスが受けられるよう、必要な支援の充実を図ります。

##### 具体的な取組

- ・ 医療・看護・福祉職等に対応した研修の実施
- ・ 医療・福祉等の各種支援を総合的に調整する医療的ケア児等コーディネーターの養成
- ・ 市町等と連携した短期入所サービスを実施する医療機関や看護職を配置した通所施設の確保

#### イ 発達障害のある人に対する支援の充実

(健康福祉部 障害福祉課)

発達障害者支援センターの機能の充実・強化や、発達障害のある人に対する市町や地域の支援体制を強化し、身近な地域での支援体制の充実を図るとともに、発達障害に関する医療提供体制を強化します。

##### 具体的な取組

- ・ 発達障害者支援センターにおける専門的な相談支援や市町・地域の支援機能の充実に向けた支援
- ・ 市町における児童発達支援センターの設置の促進
- ・ 医療と福祉の連携ネットワークの構築
- ・ かかりつけ医や支援者等を対象とした発達障害に関する専門講座や研修会の実施

## ウ 聴覚障害のある人に対する支援の充実

(健康福祉部 こども家庭課・障害福祉課)

聴覚障害を早期に発見し、適切な治療や支援につなげるため、医療・保健・福祉・教育の関係団体と連携しながら、専門知識の普及や検査体制の整備を行うとともに、必要な支援の充実に努めます。

### 具体的な取組

- ・軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費用の助成
- ・市町が実施する補装具の給付に関する要否の判定などの専門的支援
- ・産婦人科医療機関等における新生児聴覚スクリーニング検査の実施（再掲）
- ・精密聴力検査機関や産婦人科医療機関、保育・教育機関等と連携し、難聴児やその保護者への相談や療育支援などを行う「乳幼児聴覚支援センター」の運営（再掲）

## エ 疾病のある人に対する支援の充実

(健康福祉部 こども家庭課・疾病対策課)

難病や慢性的な疾病で治療や支援が必要な人に対し、小児期から成人期まで切れ目のない医療や支援が提供できる体制を整えます。

### 具体的な取組

- ・小児慢性特定疾病患者に対する医療費助成や自立支援の実施
- ・小児慢性特定疾病患者の小児期から成人期への円滑な医療移行を支援する「移行期医療支援センター」の運営（再掲）

### 3 障害等のある子どもへの支援

#### (2) 特別支援教育の充実

活動指標	現状値	目標値
特別支援教育に関する校内研修を実施した学校の割合	小 97.8% 中 93.5% 高 83.6% (H30 年度)	100%
居住地の小・中学校等との交流を行った特別支援学校の児童生徒数	508 人 (H30 年度)	1,400 人
特別支援学校高等部生徒の進路選択のための実習先数	1,845 箇所 (H30 年度)	1,850 箇所 (毎年度)

#### ア 個々の教育的ニーズに応じた校内支援の推進

(教育委員会 義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)

すべての学校において、校長等のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを核とする校内支援体制を整備します。

また、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒が、必要な指導や支援を受けられるよう、教職員に対して専門的見地から助言を行う学校支援心理アドバイザー等、外部の専門家を配置し教育活動の充実を図ります。

#### 具体的な取組

- ・特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の整備
- ・「学校支援心理アドバイザー」の重点派遣校への配置、拠点校からの巡回派遣及び利用促進
- ・教職員を対象にした特別支援教育について学校全体の専門性を向上させる研修の実施

#### イ 地域における特別支援教育体制の構築

(教育委員会 義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)

特別な支援が必要な子どもと地域の資源やシステムをつなぐため、特別支援学校のセンター的機能を活用し、学校間や地域の支援機関との連携を図るネットワークを構築します。

さらに、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が相互に理解を深め、地域で共に生きる共生社会の実現のため、交流及び共同学習を計画的、組織的に推進します。

#### 具体的な取組

- ・静岡中央高等学校通信制の課程の東中西3キャンパスにおける自校通級による指導の実施
- ・希望する高等学校における専門的スキルを持った講師の派遣による巡回通級指導の実施
- ・交流籍（特別支援学校の児童生徒が居住地の学校に置く副次的な籍）を活用した交流及び共同学習の実施

## ウ 特別支援学校の整備・充実

(教育委員会 教育施設課・特別支援教育課)

施設狭隘化と通学負担軽減のため、学校整備に取り組みます。

また、障害の重度・重複化や多様化に対応できる教育環境を整備するため、施設老朽化の進む特別支援学校の老朽改築に取り組みます。

### 具体的な取組

- ・ 静岡県立伊豆の国特別支援学校の整備
- ・ 静岡県立浜松みをつくし特別支援学校の整備

## エ 特別な支援を必要とする児童生徒の職業教育と進路指導の充実

(教育委員会 義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)

関係機関、地域自立支援協議会等と連携し、系統性のあるキャリア教育を推進するとともに、生徒の実態に合った職場見学や実習先が選択できるよう、地域の啓発や受入れ場所の拡大に取り組みます。

また、卒業後の自立した社会生活を目指すため、小学校（部）から中学校（部）、高等学校（部）へと段階を踏み、主体的に社会に働きかけることのできる人間性を育成します。

### 具体的な取組

- ・ 静岡中央高等学校におけるソーシャルスキルトレーニングを主とする講座の開催
- ・ 特別支援学校の生徒の円滑な就業を支援する各地区別就業促進協議会の開催
- ・ 特別支援学校の生徒の就労先や現場実習先を開拓する就労促進専門員の配置